

「宇土市健康福祉館」における指定管理候補者の選定結果について

宇土市では、「宇土市健康福祉館条例」第3条の規定に基づき、「宇土市健康福祉館」の指定管理者について、宇土市指定管理者選定委員会での審査を経て、「宇土市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第4条の指定管理候補者の選定の特例により、指定管理候補者を選定しましたので、その選定結果を公表します。

なお、指定管理者については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経た後に、指定を行うこととなります。

1 施設の名称

宇土市健康福祉館（愛称「あじさいの湯」）

2 指定管理候補者

九州綜合サービス株式会社

代表取締役 尾池 千佳子

熊本市中央区大江6丁目24-19

3 指定期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

4 宇土市指定管理者選定委員会

開催日：第1回 令和7年10月16日

委員：光井 正吾（副市長（委員長））

古川 隆雄（学識経験者）

中川 慎一（施設利用者等）

村松 はつみ（施設利用者等）

野口 泰正（企画財政部長）

江河 一郎（健康福祉部長）

※「宇土市指定管理者選定委員会採点集計表」参照

5 選定に至った経緯、理由

審査基準表による採点は、委員1人当たりの持ち点が100点で、出席委員（6人）で600点が満点となるが、当委員会では、この採点において、全体の6割以上の点数、すなわち360点以上の合計点数が獲得できれば、指定管理者として適切であると判断している。

今回の審査による採点の結果、総合点が454点（委員1人平均75.7点）となり、特に、利用者増加に向けた地域、関係機関等との連携などが選定委員会で評価を得た。

この選定委員会の結果を踏まえ、「九州綜合サービス株式会社」を指定管理候補者として選定することとした。

宇土市指定管理者選定委員会採点集計表

施設名：宇土市健康福祉館

選定基準（指定手続条例第3条）	評価項目	配点合計	九州綜合サービス株式会社
住民の平等な利用を確保できるものか	住民の平等な利用	60	51
施設の効用を最大限に発揮させるものか	利用者の増加	240	185
	サービスの向上		
	施設の維持管理		
管理の業務に係る経費の縮減が図られるものか 管理を安定して行うため財政的基礎を有しているか	提案価格	120	80
	経理的基盤		
管理を安定して行うために必要な人員を有しているか	実施体制	150	115
その他、施設の設置目的を達成するために必要と認める事項	類似施設の運営実績	30	23
		600	454